

令和6年第2回甲良町議会臨時会会議録

令和6年11月5日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和6年度甲良町一般会計補正予算（第4号））
- 第4 議案第53号 訴えの提起につき、議決を求めることについて

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原守	2番	木村誠治
3番	藤居吉也	4番	山田光義
5番	小森正彦	6番	西川誠一
7番	野瀬欣廣	8番	木村修
9番	西澤伸明	10番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	寺本純二	教育長	青山繁
副町長	熊谷裕二	総務課参事	村田茂典
総務課長	中村康之	保健福祉課参事	中川一樹
保健福祉課長	丸澤俊之	建設水道課参事	寺居友彦
建設水道課長	村岸勉	総務課長補佐	宮寄一海

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 11 時 59 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 10 人です。

議員定足数に達していますので、令和 6 年第 2 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 藤居議員、4 番 山田議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日、令和 6 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、9 月議会以降の期間の若干の行政報告をさせていただきます。

まず、10 月 20 日には町の防災向上のため、総合防災訓練を実施しました。今年度は県の行う訓練に連動するため、時期をずらしての開催となりましたが、町においては震災発生後 3 時間以内の初動を中心に訓練し、各自治会においてはそれぞれ避難訓練や消火訓練などを行っていただきました。

また、町村会の業務として、10 月 3 日から 10 月 6 日にかけて、来年度の国民スポーツ大会運営の参考とするため、佐賀で実施された本年度の大会を副町長が視察に参りました。なお、本町を含む犬上 3 町はボーリング競技の運営を行うこととなっております。

また、10 月 7 日には、県知事に対して、町村会で取りまとめた来年度の県予算に関する要望事項を伝達しました。

これを受け、10 月 21 日には知事と県の各部長との行政懇談の場が設けられ、本町から要望等も併せて伝えさせていただきました。また、それに先

立つ10月17日には、県商工観光労働部長と副知事に、別途本町の進める企業誘致について、改めて協力を要請しております。

その他、町施策のために必要な会議等に参加したところであります。

では、本日提案させていただきます案件について、その概要を説明させていただきます。

承認第2号は、令和6年10月9日付で専決させていただいた衆議院議員解散に伴う選挙費用等について、総額1,793万円を追加し、総額を44億5,324万4,000円とする一般会計補正予算（第4号）について、その承認をお願いするものであります。

議案第53号は、住宅新築資金等返還請求に関し、相手方への請求を続けてまいりましたが、解決に至らず法的措置を取る必要が生じたことから、裁判所への提訴をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしく審議いただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○丸山議長 それでは、日程第3 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(令和6年度甲良町一般会計補正予算（第4号）)。

上記の議案を提出する。

令和6年11月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案書の次のページをお願いします。

専第3号 専決処分書。

令和6年度甲良町一般会計補正予算（第4号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月9日。

甲良町長。

予算書をお願いいたします。

甲良町一般会計補正予算の第4号でございます。

表紙の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,793万円を追加し、歳入歳出それぞれ44

億5, 324万4, 000円とするものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。補正額のみ読み上げさせていただきます。

14款2項 国庫補助金80万3, 000円、15款3項 委託金1, 321万円、18款2項 基金繰入金391万7, 000円、補正額合計1, 793万円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにつきましても、補正額のみ読み上げさせていただきます。

2款4項 選挙費1, 345万5, 000円、3款1項 社会福祉費200万円、4款1項 保健衛生費247万5, 000円、補正額合計は歳入額と同額でございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

6番 西川議員。

○西川議員 6番 西川です。

全協でも申し上げましたが、選挙当日の、この先日の衆議院選挙があったわけですが、日曜日の投票日にあたり区から各3名出ているわけですが、今、各字とも選任するのに、3人を選出するのに大分難儀されているようです。

その辺で費用がどうなのかということで行きますと、最低賃金が今、1, 000円ちょっとだと思っんですが、拘束時間が13時間、先ほど答弁がありましたけど、1万1, 000円と1万3, 000円とでは、やはりかなり低い金額になっているかと思っますので、その辺は今日でどうこうすることはできないわけですけど、その辺を町なり選管なりから県に要望を上げて、各市町村そろわなあかん話でしょうけど、国で決められているからということで逃げるのではなくして、やはりみんな苦勞して、ボランティアと言えども苦勞しているわけですから、その辺のところを世間並みに上げていただくということを強く要望していきたいと思っます。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 今おっしゃいました費用につきましては、先ほども申し上げたとおり、法律に謳われている金額、これをもって本町の方は対応させていただいている形ではありますので、それをいかに国の方に考えていただくかというところを、本町だけではなく県内の他の市町とも連携しながら言っていければと思っます。

また、選管の方でこの議題については上げさせていただこうというふうにご考慮しております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 西川議員の質問と関連をしますけども、他の市町でも実情に合わない金額だなというやつは、要望なり、それから、そういう話が公式の場、非公式含めて出ているんですか。そういう選管が集まったとき、総務課が交流をしたとき、そういう要望があるというのは、今回私のところが、提案というか提起して初めてのことなのか、それとも、今までそういうことがあったのかどうかですね。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今、町、6町でも担当者、課長を含めた、書記長を含めた研修会もさせてもらっていますが、その中では、今のこの立会人の費用等についての議題というのはなかったというところがございます。

私どもも年度内に再度研修会、今、私どもが事務局をさせてもらっていますので、そこで1回この議案については上げさせていただいて、皆様のご意見を聞くと、どのような状況なのかとお聞きすることは可能ですので、今度の研修会等で議案として上げることにしたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第2号は承認されました。

日程第4 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第53号 訴えの提起につき、議決を求めることについて

て。

上記の議案を提出する。

令和6年11月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第53号 訴えの提起につき、議決を求めることについてを説明申し上げます。

議案書の方をお願いいたします。

貸金等返還請求事件でございます。貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

請求金額につきましては、337万9,548円及び内金306万2,377円に対する平成19年10月23日から支払済みまで年10.95%の割合による遅延損害金でございます。

請求の趣旨でございます。

主たる債務者の連帯保証人に対して請求を行うものでございます。訴えは、主たる債務者が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の連帯保証人に対して、滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金並びに連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

訴訟遂行の方針及び授權事項でございます。

控訴及び上告、訴えの取下げ、変更または和解、趣旨を損なわない条項の軽微な修正を授權事項として定めるものでございます。

所轄の裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西澤議員。

○西川議員 この議案第53号においても、今まで貸金等の返還請求がされ、ないしは任意で話し合いがされた部分もあります。その中でつくられた元金は蹴込まない、それから、約定の利息はマイナスにならない、けれども遅延損害金については情状酌量の状況がある。その情状酌量の余地があるというのは、甲良町が長年放置をしてきた部分もありますし、それから、滞納が始まってからの状況等も勘案するという、この基本方針はこの訴訟においても維

持されるのかどうか。その点、どうでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 その点につきましては、基本的にこれから訴訟を行う物件でございますので、交渉の中でそういった事実や過去の例は参考にさせていただくというご回答にさせていただきます。

ただし、今回はあくまで主たる債務者の方が破産しておられます。連帯保証人さんに対するものという訴訟ですので、主たる債務者の物件につきましては、まだ破産なされていても抵当権がついておりますので、そういったことも含めまして今後裁判の中でお話等は進めてまいりたいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番 西澤議員。

○西澤議員 これも大事な同和对策事業の終結をめざして、ないしは後始末の苦勞の点だと思います。その点も含めて、先ほど答弁があったように連帯保証人さんなんですよ。そして、主たる債務者は破産宣告をされているという状況で、経済的には主たる債務者もそんな簡単な状況ではないというように思います。遅延損害金も含めるとかなりの高額になってきますので、その点も考慮をした対応をぜひ求めて、賛成討論としたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第53号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 令和6年第2回臨時会の閉会にあたりまして、御礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして、補正予算専決の承認、提訴についてへの議決を賜

り厚く御礼申し上げます。

今期臨時会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し今後の町政運営に当たってまいります。

これから季節も冬に向かい、寒暖の差も大きくなってきます。議員の皆様には、くれぐれも健康にご留意され、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和6年第2回甲良町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午後 0時17分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 藤 居 吉 也

署 名 議 員 山 田 光 義